令和元年労第195号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年7月30日付けで 再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法によ る療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成27年11月2日、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、B所在の会社C店(以下「事業場」という。)において、接客、商品整理等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年6月16日、D医療機関に受診し、「うつ病及びそれにともなう身体表現性障害」と診断された。請求人によると、平成28年1月5日、事業場からの帰宅途中、右腕を負傷し、休業していたが、事業場店長からの依頼で、同年4月から、閉店後の整理のため2時間程度働くようになったところ、負傷前から行われていた同僚の嫌がらせが一段と激しくなってトラウマとなり、精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、 療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本 件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求 める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決 定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、E医師は、平成30年7月20日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成28年10月頃にICD-10診断ガイドラインの「身体表現性障害(F45)」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する旨を述べており、請求人の発病の経緯とその症状からみてE医師の見解は妥当である。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が別紙3(略)の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。) において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
- (4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、Fからいじめ、パワハラを受けた旨を主張するので検討する。

請求人は、平成28年4月頃に復帰してからも、請求人のトレーナーである Fとバックヤードなどで2人きりになると、同人から「のろま、まだそれしか できないの」、「いつになったらそのけがは治るの」と会うたびに言われたと 申述し(本件公開審理)、また、「商品の整理をして陳列しようとしても、シ ーズンが変わってしまったため、置く場所が違うと別の場所に持って行かれて しまうことがよくあり、Fに聞いてもそんなことも知らないのと怒るだけで教 えてもらえなかった。」旨申述する。

この点、店長のGは、「遅番スタッフ等から請求人に対して少し不満が上がっていたが、請求人には伝えず、皆でフォローしていた。」旨申述し、また、Fの人柄についても、「F本人は請求人の主張に係る事実を否定しており、性格上も相手に対し遅いなどと言うことはまずなく、指導している立場であったため、フィードバックはしていたかもしれないが、相手を傷つける発言はしない人だと断言できる。」旨も述べている。

以上のことを踏まえると、請求人の主張に係る出来事は、認定基準別表1の 具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」) に該当するものとして評価するのが相当であるところ、請求人は右腕の負傷等 で仕事が滞り気味であったことが推認されるが、周囲のフォローも受けており、 Fとの間で周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていたとは認められず、請求人の主張を裏付ける資料もないことに照らせば、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

(5) そうすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つ認められるが、恒常的長時間労働は認められないので、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということはできない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月19日